

千葉県社会福祉法施行細則

昭和二十九年三月三十一日
規則第十七号

改正	昭和三〇年	七月三一日規則第三六号	昭和三三年	九月三〇日規則第四五号
	昭和三九年	八月 一日規則第五二号	昭和五三年	四月 一日規則第一八号
	昭和五五年	四月三〇日規則第二六号	昭和六二年	四月 一日規則第三七号
	平成 四年	四月 一日規則第五七号	平成一二年一〇月	一三日規則第一五五号
	平成二三年一〇月	七日規則第一一一号	平成二九年	三月三一日規則第一七号

千葉県社会福祉法施行細則

題名改正〔平成一二年規則一五五号〕

（目的）

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）の施行に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。

一部改正〔平成一二年規則一五五号〕

（届出、申請等の様式）

第二条 次の各号に掲げる法に基づく届出、申請等は、それぞれ当該各号に定める届出書、申請書等により行うものとする。

- 一 法第三十一条第一項の認可の申請 社会福祉法人設立認可申請書（別記第一号様式）
- 二 法第四十五条の三十六の認可の申請 社会福祉法人定款変更認可申請書（別記第二号様式）
- 三 法第四十六条第二項の認可又は認定の申請 社会福祉法人解散認可・認定申請書（別記第三号様式）
- 四 法第五十条第三項及び法第五十四条の六第2項の認可の申請 社会福祉法人合併認可申請書（別記第四号様式）
- 五 法第六十二条第一項の届出 第一種社会福祉事業経営届（別記第五号様式）
- 六 法第六十二条第二項の許可の申請 第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第六号様式）
- 七 法第六十三条第一項、第六十四条、第六十八条又は第六十九条第二項の届出 社会福祉事業変更・廃止届（別記第七号様式）
- 八 法第六十三条第二項の許可の申請 社会福祉事業変更許可申請書（別記第八号様式）
- 九 法第六十七条第一項の届出 施設を必要としない第一種社会福祉事業開始届（別記第九号様式）
- 十 法第六十七条第二項の許可の申請 施設を必要としない第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第十号様式）
- 十一 法第六十九条第一項の届出 第二種社会福祉事業開始届（別記第十一号様式）

全部改正〔昭和六二年規則三七号〕、一部改正〔平成一二年規則一五五号・二三年一一一号〕

（書類提出の義務）

第三条 社会福祉事業を経営する者は、毎会計年度終了後一月以内に次の各号に掲げる書類（助産施設を経営して社会福祉事業を経営する者にあつては、第一号に掲げる書類）を知事に提出しなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 財産目録
- 三 収支決算書
- 四 翌年度の事業計画書
- 五 翌年度の収支予算書
- 六 役職員名簿

一部改正〔昭和五五年規則二六号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 社会事業法施行細則（昭和十三年千葉県令第二十五号）は、廃止する。
附 則（昭和三十年七月三十一日規則第三十六号）
この規則は、昭和三十年八月一日から施行する。
附 則（昭和三十三年九月三十日規則第四十五号）
 - 1 この規則は、昭和三十三年十月一日から施行する。
 - 2 この規則施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により、既に申請のなされているものについては、なお、従前の例による。
附 則（昭和三十九年八月一日規則第五十二号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五十五年四月三十日規則第二十六号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六十二年四月一日規則第三十七号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成四年四月一日規則第五十七号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成十二年十月十三日規則第百五十五号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十三年十月七日規則第百十一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十九年三月三十一日規則第十七号）
この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

（第二条第一号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12年155号・29年17号〕

第二号様式

（第二条第二号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・29年17号〕

第三号様式

（第二条第三号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57年・12年155号・29年17号〕

第四号様式

（第二条第四号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12年155号・29年17号〕

第五号様式

（第二条第五号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第六号様式

（第二条第六号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第七号様式

（第二条第七号）

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第八号様式

(第二条第八号)

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第九号様式

(第二条第九号)

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第十号様式

(第二条第十号)

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

第十一号様式

(第二条第十一号)

全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕